

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（厚生省令第三十五号）との比較表

省 令 内 容	設 計 内 容	詳 細 資 料
<p>第12条の6 法第15条の2の2の規定による産業廃棄物処理施設のすべてに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p>		
<p>第1号 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。</p>	<p>計量器としてトラックスケールを設置します。</p>	<p>・トラックスケール組立図</p>
<p>第2号 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p>	<p>処理能力を超えないように施設の運用を実施します。</p>	
<p>第3号 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>異常な事態が生じた場合は、直ちに施設の運転を停止し、必要な措置を講ずる運用を行います。</p>	
<p>第4号 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。</p>	<p>定期的な施設の点検及び機能検査を実施します。</p>	
<p>第5号 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>搬入された材料は三方を囲った原材料ヤードに貯留します。 破砕機での木材の破砕に伴う粉じんは、集じん機により回収し、周囲への飛散を防止します。 破砕機で破砕された木屑チップはサイロ内に貯留することにより、周囲への飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止します。</p>	<p>・原材料ヤード図面 ・破砕設備配置図 ・チップサイロ組立図</p>
<p>第6号 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p>	<p>蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持する施設の運用を実施します。</p>	
<p>第7号 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>騒音が大きい機器については、建屋内に設置するか防音カバーで囲うなどして、敷地境界外への騒音を減らす計画をしております。 振動が大きい機器については、強固な基礎の上に設置することにより敷地境界外への振動を減らす計画をしております。</p>	<p>・破砕設備配置図</p>
<p>第8号 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。</p>	<p>機器から生じるプラント排水は、基本的にプラント内で全量再使用します。プラント内で使用しきれない余剰排水は、プラント内に設置した排水中和装置で処理を実施した後、河川に接続された排水口へ放流します。 また、定期的に放流水の水質検査を実施します。 施設の点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。</p>	<p>・炭酸ガスpH中和装置組立図 ・“別紙6”排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</p>
<p>第9号 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。</p>		
<p>第12条の7 法第15条の2の2の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。</p>		
<p>第2項～第4項 省略</p>	<p>(当該施設の技術的項目でないため省略します。)</p>	
<p>第5項 令第13号の2に掲げる施設の維持管理上の基準は、第4条の5第1項第2号(同号ハを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p>		
<p>第1号 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。</p>	<p>自動燃焼制御装置により、燃焼室中の燃焼ガスの温度を850℃以上に保って燃焼させる計画をしております。</p>	<p>・助燃ガス燃焼装置全体図</p>
<p>第2号～第3号 省略</p>	<p>(当該施設の技術的項目でないため省略します。)</p>	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（厚生省令第三十五号）との比較表

省 令 内 容	設 計 内 容	詳 細 資 料
第6項～第8項 省略	(当該施設の技術的項目でないため省略します。)	
第9項 令第7条第7号及び第8号の2に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずることとする。	破砕設備に、集じん機及び散水装置を設けて破砕によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止します。	<ul style="list-style-type: none"> ・フローシート ・破砕設備配置図
第10項～第15項 省略	(当該施設の技術的項目でないため省略します。)	
第4条の5 法第8条の3の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。		
第1号 省略	(当該施設の技術的項目でないため省略します。)	
第2号 焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)にあっては、次のとおりとする。		
イ 省略	(当該施設の技術的項目でないため省略します。)	
ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第4条第1項第7号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	燃焼炉入口に設置するロータリフィーダにより外気と遮断し、なおかつ、木屑チップを定量ずつ燃焼室へ投入できる方式とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー構造図 ・ロータリフィーダ組立図
ハ 除外	(当該施設の技術的項目でないため省略します。)	
ニ 焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	自動燃焼制御装置の導入及び十分な火格子燃焼率を有したストーカの採用にて対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー構造図
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	燃焼炉に設置された助燃ガス燃焼装置を使用する等により、炉温を速やかに上昇させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー構造図 ・助燃ガス燃焼装置全体図
ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	炉内燃焼温度を監視しながら、炉内に残っている木屑チップを燃焼し尽くします。炉内温度が800℃を下回った場合には、助燃バーナを作動させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー構造図 ・助燃ガス燃焼装置全体図
ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼ガス温度検出器(熱電対及び側温抵抗体)と記録計を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> ・フローシート
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	ボイラー及び排ガス冷却塔にて、バグフィルタ入口ガス温度を200度以下に制御します。	<ul style="list-style-type: none"> ・フローシート ・排ガス冷却塔組立図
リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼ガス温度検出器(熱電対及び側温抵抗体)と記録計を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> ・フローシート
ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	各装置の下部にたい積したばいじんを連続的に排出する装置を設けます。	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス冷却塔組立図 ・バグフィルタ装置組立図

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（厚生省令第三十五号）との比較表

省 令 内 容	設 計 内 容	詳 細 資 料								
<p>ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3月に1回以上測定し、かつ、記録するものについては、この限りではない。</p> <p>ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>フ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第2の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p> <p>カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫酸化合物、ばいじん、塩化水素及び窒素化合物に係るものに限る。)を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第4条第1項第7号チのただし書の場合については、この限りでない。</p> <p>ソ～ネ 省略</p> <p>ナ 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p> <p>第3号～第16号 省略</p> <p>第2項 省略</p>	<p>自動燃焼装置の導入によって、木屑チップの完全燃焼により 100 ppm (O₂ = 12 %換算値の4時間平均値)以下とします。</p> <p>一酸化炭素の濃度分析計及び記録計を設置します。</p> <p>自動燃焼装置の導入により、炉内温度を800℃に保って木屑チップの燃焼を行います。また、排ガス冷却塔により排ガス温度を200℃以下に急冷することによって、ダイオキシン類の再生成を生じにくくします。</p> <p>煙突に測定座を設置し、定期的な測定・記録に対応可能としております。</p> <p>バグフィルタによる排ガス処理設備を設け、有害ガスを規制値以下まで除去します。</p> <p>排ガス冷却塔で噴霧する水は全量蒸発させるため、周囲への飛散及び流出することはありません。 排ガス冷却塔下方に設置されるダストボックスからの水漏れ事故に対する対応については、同別紙“維持管理計画書”内の“ダストボックスからの水漏れ事故に対する対応について”をご参照願います。</p> <p>ばいじんと焼却灰は、別々に排出し貯留する設備を設置します。</p> <p>(当該施設の技術的項目でないため省略します。)</p> <p>消火器等の消火設備を備えます。</p> <p>(当該施設の技術的項目でないため省略します。)</p> <p>(当該施設の技術的項目でないため省略します。)</p>	<p>・CO-O₂分析計盤配置図</p> <p>・フローシート</p> <p>・排ガス冷却塔組立図</p> <p>・自立煙突組立詳細図</p> <p>・バグフィルタ装置組立図</p> <p>・排ガス冷却塔組立図</p> <p>・“維持管理計画書 ダストボックスからの水漏れ事故に対する対応について”</p>								
<p>別表第2（第4条の5、第12条の7関係）</p> <table border="1" data-bbox="168 1220 862 1364"> <tr> <td>1時間あたりの処理量が4t以上のもの</td> <td>0.1 ng/m³</td> </tr> <tr> <td>1時間あたりの処理量が2t以上4t未満のもの</td> <td>1 ng/m³</td> </tr> <tr> <td>1時間あたりの処理量が2t未満のもの</td> <td>5 ng/m³</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 この表の下欄に定めるダイオキシン類の濃度は、環境大臣が定める方法により算出されたものとする。</td> </tr> </table>	1時間あたりの処理量が4t以上のもの	0.1 ng/m ³	1時間あたりの処理量が2t以上4t未満のもの	1 ng/m ³	1時間あたりの処理量が2t未満のもの	5 ng/m ³	備考 この表の下欄に定めるダイオキシン類の濃度は、環境大臣が定める方法により算出されたものとする。			
1時間あたりの処理量が4t以上のもの	0.1 ng/m ³									
1時間あたりの処理量が2t以上4t未満のもの	1 ng/m ³									
1時間あたりの処理量が2t未満のもの	5 ng/m ³									
備考 この表の下欄に定めるダイオキシン類の濃度は、環境大臣が定める方法により算出されたものとする。										